

旅行相談契約取引条件説明書面

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部です。旅行契約が成立した場合は同法第12条の5による契約書面の一部になります。

静岡県知事登録旅行業第.3-720号 トラベルプランサポート
〒426-0061 静岡県藤枝市田沼1丁目16-11 1F

1 旅行者に支払う対価、またその收受の方法

トラベルプランサポート（以下「当社」といいます）は、お客様の依頼により、次の旅行業務の相談を引き受けます。その場合は、旅行相談料金を申し受けます。

旅行相談料 金	お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金：60分1,100円（以降30分毎に550円）
	旅行日程表の作成	1名様日程1日分4,400円（以降1日につき2,200円）※
	旅行代金見積書の作成	1件2,200円
	旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき1,100円
	お客様の依頼による出張相談	上記(11)から(14)までの5,500円増し

（注）1. 上記料金の他、出張相談を行うにあたり生じた郵送費、交通費、その他の費用を申し受けます。 2. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
お支払いは、クレジットカード決済または口座振り込みになります。

契約の成立

(1) お客様は、申込書に必要事項を記入して、当社に提出していただきます。(2) 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。(3) 当社は、申込書の提出を受けることなく、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けます。この場合の契約は、当社が承諾した時に成立します。

契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社の業務上の都合のあるとき (2) お客様の相談内容が公序良俗に反するとき (3) お客様の相談内容が旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき (ご契約を解除する場合があります。)。当社に対して暴力的な要求行為及び不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動もしくは暴力行為

2 旅行代金に含まれる旅行者が受けることができるサービス内容

当社は、旅行相談契約の申し込みを承諾した場合、ご注文内容に応じて旅行計画作成のための相談、旅行日程表の作成、旅行代金見積書の作成、旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供を行います。

これには、旅行券、乗車券、宿泊施設等の手配は含まれておりません。

該当の運送・宿泊機関が運休、休館であった場合も、返金、補償は致しかねます。